

## 美浜町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊による災害から、町民の生命、身体及び財産を保護すること並びに狭あい道路拡幅のため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、美浜町補助金等交付規則(平成30年美浜町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀その他これに類する塀(門柱を含む。)又は土塀で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (2) 道路 町道及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。
- (3) 道路後退 建築基準法第42条第2項に指定されている道路に接する敷地において建築などを行うときに建物や塀などを原則として道路の中心から2メートル後退させることをいう。

(補助の対象工事)

第3条 補助の対象となる工事は、町内にあるブロック塀等の存する土地の所有者又は使用者が、道路に接する当該ブロック塀等を全て撤去することとし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ひび割れ、傾き、老朽化が生じるなどの危険な状態であると町長が認めるもの
- (2) ブロック塀等の除却による道路後退が行われるもの

(補助の対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の存する土地の所有者又は使用者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(判定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前にブロック塀等危険度判定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図
- (2) ブロック塀等の写真(複数の方向から撮影されたもの。)

(判定通知)

第7条 町長は、前条の規定による判定申請があった場合は、現地調査を行い、ブロック塀等危険度判定結果通知書(様式第2)を申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前までに、美浜町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
- (3) 撤去するブロック塀等の写真(全景、前面道路、危険箇所等)
- (4) 撤去工事費の見積書の写し

- (5) 同意書(申請者が土地所有者でない場合に限る。)
  - (6) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類
  - (7) 道路後退用地が明記された図書(道路後退がある場合に限る。)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に美浜町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第4)により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(計画の変更)

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ美浜町ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第5)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事施工箇所の変更(軽微なものは除く。)
- (2) 撤去工事費の変更
- (3) 申請者の変更

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、美浜町ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書(様式第6)により、申請者に通知するものとする。

(計画の中止)

第11条 申請者は、ブロック塀等の撤去を中止しようとするときは、ブロック塀等撤去中止届(様式第7)により、町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 12 条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、撤去完了の日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、ブロック塀等撤去完了実績報告書(様式第 8)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
  - (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
  - (3) 道路後退杭の設置完了写真
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (完了検査)

第 13 条 町長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項の検査により不備が判明したときは、町長は、検査結果不備事項通知書(様式第 9)により申請者に通知する。

3 前項の通知を受けた申請者は、速やかに不備事項を改善しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 町長は、第 10 条の規定による完了実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去完了承認通知書(様式第 10)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に、美浜町ブロック塀等撤去費補助金支払請求書(様式第 11)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 第13条第3項の規定による改善を行わないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(書類の保管)

第17条 申請者は、当該関係書類を整理し、補助金を交付した年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(美浜町生垣設置奨励補助金交付要綱の廃止)

2 美浜町生垣設置奨励補助金交付要綱(平成2年美浜町要綱)は、廃止する。

附 則(令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。